

## (参 考 資 料)

### 〔計画の概要〕

○茨城県消費者基本計画	52
○第8次茨城県交通安全計画	53
○いばらき文化振興ビジョン	54
○茨城県国際化推進計画	55
○茨城県環境基本計画（改定）	56
○茨城県地球温暖化対策実行計画	57
○いばらき環境学習プラン（改定）	58
○第4次茨城県環境保全率先実行計画	59
○第2次緑のいばらき推進計画	60
○第10次鳥獣保護事業計画	61
○第5期霞ヶ浦水質保全計画	62
○第3期濁沼水質保全計画	63
○第2期牛久沼水質保全計画	64
○第3次茨城県廃棄物処理計画	65
○茨城県国民保護計画	66
○茨城県地域防災計画	67
○茨城県石油コンビナート等防災計画	68
○第3次地震防災緊急事業五箇年計画	69
○茨城県消防広域化推進計画	70
○茨城県傷病者の搬送及び受け入れに関する実施基準	71

〔付属機関一覧〕	72
----------	----

〔関係団体一覧〕	73
----------	----

## 茨城県消費者基本計画

計画策定の趣旨	茨城県消費生活条例第5条の規定に基づき、消費者政策の計画的な推進を図るため計画を策定し、これに基づき施策を推進する。
計画期間	平成23年度から平成27年度までの5カ年間
計画の特徴	<p>次の5つを重点項目に位置付けるとともに、関連する15施策を重点施策として集中的な取組を行う。</p> <p>①食品等の安全性の確保（5施策）          ②事業者指導の強化（2施策）          ③市町村消費生活相談体制強化への支援（4施策）          ④高齢者・障害者への支援（2施策）          ⑤地球温暖化防止活動の推進（2施策）</p>
計画の概要	<p>1 県民の消費生活の安定と向上を図るため、次の4つの基本方針に基づき、消費者施策を推進する。</p> <p>(1) 安全・安心な消費生活の確保（全35施策）          ①商品・サービスの安全性の確保      ②食品等の安全性の確保          ③規格・表示・計量の適正化              ④事業者指導の強化</p> <p>(2) 消費者被害の救済（全19施策）          ①消費生活相談体制の充実強化      ②消費生活相談員等の養成          ③消費者問題の早期解決</p> <p>(3) 消費者の自立の支援（全21施策）          ①消費者ニーズの把握                  ②消費者への情報発信          ③消費者教育の充実強化              ④多重債務問題への対応          ⑤若年者・高齢者・障害者への支援          ⑥高度情報通信社会への対応</p> <p>(4) 環境に配慮した消費生活（全14施策）          ①地球温暖化防止活動の推進      ②資源循環型社会の形成          ③水環境にやさしいライフスタイルの推進      ④環境学習の推進</p> <p>2 数値目標の設定          18施策に指標を設定し、計画の適切な進行管理を行う。          (例)          ①市町村の消費生活相談の受付割合 H21 59.3% → H27 75.0%          ②有資格相談員の割合 H21 75.0% → H27 90.0%</p>
計画の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県消費生活行政連絡会議における進捗状況等の検証</li> <li>・茨城県消費生活審議会への報告</li> </ul>

## 第 8 次茨城県交通安全計画

計画策定の趣旨	交通安全対策基本法第 25 条第 1 項の規定に基づき、国の交通安全基本計画を受け、茨城県交通安全対策会議において、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を策定し、これに基づく諸施策を推進する。
計 画 期 間	平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 カ年間
計 画 の 特 徴	○交通安全計画における目標 年間の交通事故死者数を、平成 22 年までに 200 人以下（うち高齢者死者数 70 人以下）、交通死傷事故発生件数 20,000 件以下とする。
計 画 の 概 要	<p>第 1 章 道路交通の安全</p> <p>第 1 節 道路交通事故のない社会を目指して</p> <p>第 2 節 道路交通安全についての目標</p> <p>1 道路交通事故の現状と今後の見通し</p> <p>2 道路交通安全計画における目標</p> <p>第 3 節 道路交通安全についての対策</p> <p>1 今後の道路交通安全対策を考える視点</p> <p>2 講じようとする施策</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 道路交通環境の整備      (2) 交通安全思想の普及徹底</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 安全運転の確保      (4) 車両の安全性の確保</p> <p style="padding-left: 2em;">(5) 道路交通秩序の維持      (6) 救助・救急活動の充実</p> <p style="padding-left: 2em;">(7) 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進</p> <p style="padding-left: 2em;">(8) 研究開発及び調査研究の充実</p> <p>第 2 章 鉄道交通の安全</p> <p>第 1 節 鉄道事故のない社会を目指して</p> <p>1 鉄道事故の現状と交通安全対策の今後の方向</p> <p>第 2 節 鉄道交通の安全についての対策</p> <p>1 講じようとする施策</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 鉄道交通環境の整備      (2) 鉄道の安全な運行の確保</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 救助・救急活動の充実</p> <p>第 3 章 踏切道における交通の安全</p> <p>第 1 節 踏切事故のない社会を目指して</p> <p>1 踏切事故の現状と交通安全対策の今後の方向</p> <p>第 2 節 踏切道における交通の安全についての対策</p> <p>1 講じようとする施策</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 踏切道の立体交差化及び構造の改良の推進</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 踏切道の統廃合の促進</p> <p style="padding-left: 2em;">(4) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置</p>
計画の推進体制	茨城県交通安全対策会議（知事，教育長，警察本部長等 18 人）において推進

## いばらき文化振興ビジョン

<p>計画策定の趣旨</p>	<p>文化は、個人に人間的豊かさと元気をもたらし、同時に活気みなぎる地域社会の実現に果たす役割が極めて大きいことから、本県のより一層の文化振興を図っていくため、県の文化振興に関する長期的指針として文化振興ビジョンを策定した。</p>
<p>計画期間</p>	<p>概ね2020年頃</p>
<p>計画の特徴</p>	<p>2020年頃を展望した本県文化の将来像を描き、『県土すべてが文化の舞台「元気いばらき」の創造』を基本目標に、本県の文化振興に係る長期的方向性を示した。</p>
<p>計画の概要</p>	<p>第1章 文化振興ビジョン策定の趣旨</p> <p>文化振興の必要性、ビジョンの意義とねらい及びビジョンにおける文化の定義等を記述。</p> <p>第2章 いばらきの文化</p> <p>本県文化の素晴らしさを県内外にアピールし、イメージアップを図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①歴史に見る茨城の姿</li> <li>②水と緑が織りなす素晴らしい郷土</li> <li>③歴史と伝統に培われた文化的遺産</li> <li>④今も息づく芸術文化</li> <li>⑤生活に密着した伝統文化</li> <li>⑥本県の新しい文化の風</li> </ul> <p>などを「いばらきの文化」として広く紹介・発信。</p> <p>第3章 基本目標</p> <p>「豊かな自然・歴史・出会い・生活の中で、県民一人ひとりが主役となった新たな文化の創造活動が活発に行われている県」をいばらきの将来像に描き、「県土すべてが文化の舞台（ステージ）『元気いばらき』の創造」を基本目標。</p> <p>第4章 文化振興に関する基本的な姿勢と視点</p> <p>文化の裾野は広く理想は高くという基本的な姿勢の下に、県民一人ひとりが主役となる、地域の特性を大切にする、地域の活性化に文化を活かす、という三の視点に立って、文化振興を推進。</p> <p>第5章 県における文化振興の基本方策</p> <p>県が取り組む施策の基本方向を、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①文化芸術活動の活性化</li> <li>②文化的遺産及び地域伝統文化の保存・継承・活用</li> <li>③文化交流の活性化とネットワーク作り</li> <li>④恵み豊かな自然との共生と文化的な環境の創出</li> </ul> <p>の観点から記述。</p> <p>第6章 施策の実現にむけて</p> <p>今後の文化振興について、県ばかりでなく、県民、市町村、文化団体、法人等が自主的・主体的に取り組めるよう、それぞれの役割を記載。</p>
<p>計画の推進体制</p>	<p>計画に基づき、県関係各課、市町村、関係団体等と連携して事業を推進する。</p>

## 茨城県国際化推進計画

計画策定の趣旨	国際化施策を総合的かつ計画的に推進するため「茨城県国際化推進計画」を策定。
計画期間	平成23年度～平成27年度（5年間）
計画の特徴	「世界へはばたき，未来をひらく」をテーマに，新たに世界で活躍できる人材育成に取り組む「国際感覚豊かな人づくり」，アジア地域との国際交流，観光，経済活動など多様な交流に取り組む「グローバル社会への積極的な対応」を基本方針として施策を展開する。
計画の概要	<p>1 計画の性格 茨城県総合計画の部門計画</p> <p>2 計画の基本方針</p> <p>(1) 多文化共生社会づくりの推進</p> <p style="margin-left: 20px;">① コミュニケーション支援</p> <p style="margin-left: 20px;">② 生活支援</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 多文化共生の地域づくり</p> <p>(2) 国際感覚豊かな人づくり</p> <p style="margin-left: 20px;">① 世界で活躍する人材の育成</p> <p style="margin-left: 20px;">② 国際理解の推進</p> <p>(3) グローバル社会への積極的な対応</p> <p style="margin-left: 20px;">① 県民主体の国際交流の推進</p> <p style="margin-left: 20px;">② 国際協力の促進</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 経済交流の促進</p> <p>(4) 国際化推進体制の充実，強化</p> <p style="margin-left: 20px;">① 国際化推進拠点の活用</p> <p style="margin-left: 20px;">② 関係機関との連携・協働の促進</p>
計画の推進体制	計画に基づき，国際化推進拠点，国，市町村，民間団体，関係機関等と連携し施策を推進する。

## 茨城県環境基本計画（改定）

計画策定の趣旨	環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本計画で目指す環境の将来像「美しい自然とうるおいのある快適な生活」の実現を図る。
計画期間	平成15年度から平成24年度まで（10年間）
計画の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の適切な進行管理を行うために「環境指標（136個）」を定め、それぞれの目標を設定した（うち数値目標84個）。</li> <li>・ 環境の保全と創造を図るためには、各主体の取組が重要であることから、県民・民間団体及び事業者に取り組んでもらいたい具体的な行動を「各主体に期待される取組」として記述した（212個）。</li> </ul>
計画の概要	<p>1 基本施策</p> <p>(1) 地球環境保全対策の推進 地球温暖化の防止、環境に配慮したエネルギーの利用の推進、オゾン層の保護・酸性雨対策等の推進に関する施策を展開する。</p> <p>(2) 地域環境保全対策の推進 大気環境の保全、水環境の保全、土壌・地盤環境の保全、化学物質の環境リスク対策に関する施策を展開する。</p> <p>(3) 湖沼環境保全対策の推進 霞ヶ浦の総合的な水質保全対策、涸沼・牛久沼の水質保全対策に関する施策を展開する。</p> <p>(4) 資源循環型廃棄物管理の推進 発生抑制・リサイクルの推進、廃棄物の適正処理、不法投棄等の防止に関する施策を展開する。</p> <p>(5) 多様な自然の保全と活用 生物の多様性の確保、自然公園等の保護と利用、森林・平地林等の保全と創出、河川等水辺環境の保全と活用に関する施策を展開する。</p> <p>(6) 快適で住みよい環境の保全と創出 都市地域の緑の保全と快適な生活環境の創出、歴史的環境・自然景観の保全と活用、自然災害の防止に関する施策を展開する。</p> <p>(7) パートナーシップによる環境保全活動の推進 環境教育・環境学習等の推進、各主体の環境保全行動の促進、環境マネジメントの推進、国際的環境協力の推進に関する施策を展開する。</p> <p>(8) 環境の保全と創造のための基本的施策の推進 環境情報の収集・管理・提供、調査研究・技術開発の推進、監視・観測の充実、環境アセスメントの推進、総合的な環境保全対策の推進に関する施策を展開する。</p> <p>2 いばらきエコ・プロジェクト 県としてより積極的に取り組む重点施策を、「いばらきエコ・プロジェクト」として推進する。</p> <p>(1) 地球の温暖化を防ぐエコ・プロジェクト (2) 霞ヶ浦の水をきれいにするエコ・プロジェクト (3) いばらきゼロ・エミッション推進エコ・プロジェクト (4) 緑のいばらき推進エコ・プロジェクト (5) いばらき環境ビジネス振興エコ・プロジェクト (6) いばらき環境学習推進エコ・プロジェクト</p>
計画の推進体制	茨城県地球環境保全対策推進本部、同環境基本政策部会において推進

## 茨城県地球温暖化対策実行計画

計画策定の趣旨	我が国として2020年までに温室効果ガスの排出量を1990年比で25%削減するという新たな目標が掲げられるなど、地球温暖化防止に向け、国を挙げた取組が求められていることを踏まえ、平成23年度を初年度とする新たな「県地球温暖化防止対策実行計画」を策定した。
計画期間	2011(平成23)年度から2020(平成32)年度(排出削減目標の設定年度)
計画の特徴等	<p>&lt;位置づけ&gt;・地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づく、地方公共団体実行計画 ・県総合計画の環境部門の施策に関する部門別計画</p> <p>&lt;主な特徴&gt;・基本方針「県民総ぐるみによる対策の推進」 ※対策に係る3つの基本理念 「環境保全と経済成長の両立」 「低炭素社会の実現に向けた好循環の創出」 「本県の地域特性を活かした施策の推進」 ・特に重点的に取り組む施策として、12の「重点プロジェクト」を設定</p>
計画の概要	<p>1 温室効果ガスの排出削減目標 2020(平成32)年度までに<b>基準年度(1990年度)比8.5%~15.2%削減</b> (国の削減目標の国内対策分「▲15%~▲25%」に相当)</p> <p>2 主な取組</p> <p>(1) 産業、運輸、民生(業務)部門</p> <p>ア 温室効果ガス排出削減計画書制度の創設 一定規模以上のエネルギーを使用する大規模事業所を対象に事業活動に伴う温室効果ガスの計画的な削減対策を促進</p> <p>イ 中小企業の省エネルギー対策の推進 中小企業を対象に温室効果ガス排出削減計画書の任意提出制度を創設するとともに、無料省エネ診断や融資制度の拡充により取組を支援</p> <p>(2) 民生(家庭)部門</p> <p>ア エコチャレンジ事業やレジ袋削減運動などの実践的エコライフ活動を展開</p> <p>イ 県民が自らの取組による二酸化炭素の削減効果を実感できるようCO<sub>2</sub>の「見える化」を推進</p> <p>(3) 再生可能エネルギーの活用 県有施設における率先的な導入を図るとともに、家庭や事業所に対する普及啓発を実施</p> <p>(4) 適応策 農業・防災分野において地球温暖化の影響に適応するための対策を推進</p> <p>(5) 総合的に進める施策 低炭素地域づくり、環境産業の育成、環境学習の推進 等</p>
計画の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球環境保全対策推進本部が中心となり、地球温暖化対策に係る施策を総合的かつ計画的に推進</li> <li>・計画の推進状況についての点検・評価を行うため、市町村や関係団体等により構成する「(仮称)茨城県地球温暖化対策推進協議会」を設置</li> </ul>

## いばらき環境学習プラン（改定）

計画策定の趣旨	地球温暖化をはじめとする今日の環境問題を解決し、持続可能な社会を実現するため、一人ひとりが環境について学習して理解を深め、家庭、学校、地域社会、職場など様々な場において環境に配慮した生活に取り組む「環境学習社会」を構築する。								
計画期間	平成17年度から平成24年度まで（8年間）								
計画の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法に基づく環境学習推進方針 改定プランを、平成15年7月に制定された環境教育推進法の規定により、地方公共団体が定めることとされた環境学習の推進方針として位置付け。</li> <li>・市町村推進方針策定の指針 市町村が法に基づき環境学習の推進方針を策定する際の指針となるよう、環境問題と環境学習の現状と課題等について詳しく分析し、施策を体系化。</li> <li>・紹介事例の充実 「学習から実践へ」の視点に立ち、家庭、地域社会、学校、事業者、行政の各主体に環境学習・環境保全活動の事例を多く紹介。</li> <li>・関連情報の充実 各主体が環境学習・環境保全活動に取り組む際の一助となるよう、県内の環境学習施設、環境保全活動団体の一覧や活動に対する助成制度、環境学習に役立つホームページなどの情報を掲載。</li> </ul>								
計画の概要	<p>1 基本目標 家庭、地域社会、学校、事業者、行政が主体的に環境について学習し、環境保全活動の実践に各主体が連携して取り組む「環境学習社会」を構築し、茨城県環境基本計画の基本目標である、「環境への負荷の少ない循環を基調とする地域社会の構築」、「恵み豊かな自然との共生と快適な環境の創出」、「すべての主体が参画する新たな社会の創造」の実現を目指す。</p> <p>2 数値目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">平成24年度の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「環境いばらき」年間アクセス数</td> <td style="text-align: center;">50,000件</td> </tr> <tr> <td>環境学習・環境保全活動年間参加者数</td> <td style="text-align: center;">1,000,000人</td> </tr> <tr> <td>エコライフ活動実践率</td> <td style="text-align: center;">90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施策の展開</p> <p>(1) 人材の育成・活用 ア 環境活動リーダーの養成、イ 人材の把握・人材情報の提供、ウ 自治体職員・教員の研修</p> <p>(2) プログラムの整備 ア 事例の把握・紹介、イ プログラムの整備・充実・活用</p> <p>(3) 機会・場の提供 ア 参加機会の充実、イ 環境学習関連施設の活用</p> <p>(4) 普及・啓発 ア 普及啓発事業の充実、イ 各種広報媒体の活用</p> <p>(5) 情報の提供 ア 情報提供内容の充実、イ 情報提供方法の充実</p> <p>(6) 連携・交流の促進 ア 推進体制の整備、イ 環境保全県民運動の推進、ウ 活動の支援</p>	項目	平成24年度の目標	「環境いばらき」年間アクセス数	50,000件	環境学習・環境保全活動年間参加者数	1,000,000人	エコライフ活動実践率	90%
項目	平成24年度の目標								
「環境いばらき」年間アクセス数	50,000件								
環境学習・環境保全活動年間参加者数	1,000,000人								
エコライフ活動実践率	90%								
計画の推進体制	地球環境保全対策推進本部の下に環境学習推進部会を設置するなど、庁内関係部局が連携して、環境学習・環境保全活動の推進に関する施策を展開する。								

## 第4期茨城県環境保全率先実行計画

計画策定の趣旨	県自身が事業者・消費者の立場から事務事業の執行にあたり率先して温室効果ガスの排出を抑制するため、省エネルギー・省資源等、環境負荷の低減を図る。																												
計画期間	2011(平成23)年度から2015(平成27)年度まで(5年間)																												
計画の特徴等	<p>&lt;位置づけ&gt; 地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づき、地方公共団体に策定が義務付けられたもので、環境保全に関する県自身の率先行動を定めた計画。</p> <p>&lt;主な特徴：第3期計画との比較&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画対象の追加（指定管理者施設の取組を追加）</li> <li>・省エネルギー推進に関わる数値目標の変更（「削減」を「削減」と変）</li> <li>・組織体制の見直し（改正省エネ法に基づくエネルギー管理体制との連携）等</li> </ul>																												
計画の概要	<p>省エネルギー及び省資源等の推進に係る数値目標を設定するとともに、具体的取組項目を記載している。</p> <p>1 数値目標</p> <p>●省エネルギーの推進</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">取組項目</th> <th>数値目標</th> <th>原単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">省エネルギーの推進</td> <td>電気使用量 庁舎用</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">エネルギー消費原単位で年平均1%以上の低減</td> <td>(kwh/m<sup>2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>電気使用量 事業用</td> <td>(kwh/m<sup>2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>公用車燃料使用量の削減</td> <td>(kL/台)</td> </tr> <tr> <td>燃料使用量の削減 庁舎用</td> <td>(kwh/m<sup>2</sup>)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料使用量の削減 事業用</td> <td></td> <td>(kL/台)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記により、温室効果ガスについて、2015（平成27）年度までに2008（平成20）年度比約9.8%の削減が図られる</p> <p>●省資源等の推進</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>取組項目</th> <th>数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省資源の推進 用紙類使用量の削減</td> <td>H21年度比で11%以上削減</td> </tr> <tr> <td>水道使用量の削減</td> <td>H21年度比で11%以上削減</td> </tr> <tr> <td>省エミッションの推進 可燃燃廃棄物量の削減</td> <td>H21年度比で11%以上削減</td> </tr> <tr> <td>グリーン購入の推進 環境配慮型製品の購入率の向上</td> <td>購入額ベースで90%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 具体的取組項目 第3期計画：145目→第4期計画：156項目 (新たに追加する主な項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デマンド監視装置の適切な運用による電気使用量の削減</li> <li>・冷暖房など省エネ器具の計画的な導入による燃料使用量の削減</li> <li>・太陽光や風力などの再生可能エネルギーを活用した発電設備等の率先導入</li> <li>・グリーン電力の購入によるイベント時の環境配慮 等</li> </ul>	取組項目		数値目標	原単位	省エネルギーの推進	電気使用量 庁舎用	エネルギー消費原単位で年平均1%以上の低減	(kwh/m <sup>2</sup> )	電気使用量 事業用	(kwh/m <sup>2</sup> )	公用車燃料使用量の削減	(kL/台)	燃料使用量の削減 庁舎用	(kwh/m <sup>2</sup> )		燃料使用量の削減 事業用		(kL/台)	取組項目	数値目標	省資源の推進 用紙類使用量の削減	H21年度比で11%以上削減	水道使用量の削減	H21年度比で11%以上削減	省エミッションの推進 可燃燃廃棄物量の削減	H21年度比で11%以上削減	グリーン購入の推進 環境配慮型製品の購入率の向上	購入額ベースで90%以上
取組項目		数値目標	原単位																										
省エネルギーの推進	電気使用量 庁舎用	エネルギー消費原単位で年平均1%以上の低減	(kwh/m <sup>2</sup> )																										
	電気使用量 事業用		(kwh/m <sup>2</sup> )																										
	公用車燃料使用量の削減		(kL/台)																										
	燃料使用量の削減 庁舎用		(kwh/m <sup>2</sup> )																										
	燃料使用量の削減 事業用		(kL/台)																										
取組項目	数値目標																												
省資源の推進 用紙類使用量の削減	H21年度比で11%以上削減																												
水道使用量の削減	H21年度比で11%以上削減																												
省エミッションの推進 可燃燃廃棄物量の削減	H21年度比で11%以上削減																												
グリーン購入の推進 環境配慮型製品の購入率の向上	購入額ベースで90%以上																												
計画の推進体制	<p>全 体：地球環境保全対策推進本部（本部長：知事） 環境基本政策部会（構成44課）</p> <p>各 部 局 庁：環境総括責任者（各 部 局 庁 等 の 次 長）</p> <p>各 所 属：環境責任者（各課長，出先機関の長），環境保全推進員（各課総括補佐，出先機関の次長等）</p> <p>* 改正省エネ法に基づくエネルギー管理体制と連携 ：エネルギー管理統括者（総務部長，各局庁の次長等） ：エネルギー管理企画推進者（省エネ担当課技術総括等）</p>																												

## 第2次緑のいばらき推進計画

計画策定の趣旨	平成6年に策定した「緑のいばらき推進計画」を最近の情勢の変化を踏まえて見直し、21世紀という環境の世紀にふさわしい「第2次緑のいばらき推進計画」を策定（平成16年3月）し、県民生活と緑が調和を保ち地球環境にやさしい緑豊かな県土づくりをめざす。
計画期間	平成16年度から平成25年度まで
計画の特徴	環境基本計画（改定、H15.3）の緑のいばらき推進エコプロジェクトを総合的に推進するための計画。
計画の概要	<p>1 基本目標</p> <p>(1) 自然と共生する緑づくり</p> <p>(2) 地域特性を活かした緑づくり</p> <p>(3) 多様な主体が参画する緑づくり</p> <p>2 施策の基本方向</p> <p>(1) 緑を守る</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 自然公園の保護、生物多様性の確保、巨樹等の保全</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 里地里山の保全、平地林等の身近な自然環境の保全</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 森林の育成管理、優良農地の保全</p> <p>(2) 緑を活かす</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 都市公園の整備・管理、自然ふれあい施設の整備</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 林産・農産物の品質向上や用途拡大、バイオマスの利活用</p> <p>(3) 緑を創る</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 行政、事業者、団体や県民の緑づくり（道路、公共施設、事業所、住宅・商店街）</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 河川・湖沼等を整備し、水と緑のネットワーク化を図る</p> <p>(4) 緑への取組を広める</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 緑にふれあう機会の創出、団体や人材の育成・活用</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 緑を活かした学習の推進、意識の高揚を図るための普及啓発活動</p>
計画の推進体制	茨城県地球環境保全対策推進本部において総合的な緑化施策を講じ、市町村、関係団体、事業者、県民と連携した事業を展開する。

## 第 1 0 次 鳥 獣 保 護 事 業 計 画

計画策定の趣旨	野生鳥獣の保護を図るため、県が実施する鳥獣保護に関する基本方針、指定計画、普及啓発等の事業について、平成19年度からの「第10次鳥獣保護事業計画」を策定。
計 画 期 間	平成19年度から平成23年度まで
計 画 の 特 徴	計画期間中に県が実施する鳥獣保護のための事業等について示したものの
計 画 の 概 要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鳥獣保護区等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区・特別保護地区の指定計画等</li> <li>・休猟区及び特例休猟区の指定計画等</li> <li>・鳥獣保護区の整備方針</li> </ul> </li> <li>2 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人工増殖方針・計画</li> <li>・放鳥計画</li> </ul> </li> <li>3 鳥獣の捕獲等の許可に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可に係る基本方針</li> <li>・有害鳥獣の捕獲基準等</li> </ul> </li> <li>4 特定猟具使用禁止区域等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定猟具使用禁止区域等の指定計画等</li> </ul> </li> <li>5 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の策定計画</li> </ul> </li> <li>6 鳥獣の生息状況の調査に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥類の生息分布調査等</li> </ul> </li> <li>7 鳥獣保護事業に関する啓発に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護思想の普及</li> <li>・愛鳥モデル校の指定等</li> </ul> </li> <li>8 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護員の設置計画等</li> </ul> </li> <li>9 その他鳥獣保護事業のために必要な事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥類飼養の適正化</li> <li>・傷病鳥獣の救護</li> </ul> </li> </ol>
計画の推進体制	計画に基づき、市町村、関係団体、利害関係人等と調整を図りながら鳥獣の保護事業を推進する。

## 第5期霞ヶ浦水質保全計画

計画策定の趣旨	湖沼水質保全特別措置法に基づく水質保全施策の基本指針																				
計画期間	平成18年度から22年度（5カ年）																				
計画の目標等	<p style="text-align: center;">水質目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 0 auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(単位：mg/L)</th> <th>COD</th> <th>全窒素</th> <th>全りん</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>霞ヶ浦(西浦)</td> <td style="text-align: center;">7.0</td> <td style="text-align: center;">0.92</td> <td style="text-align: center;">0.10</td> </tr> <tr> <td>北浦</td> <td style="text-align: center;">7.3</td> <td style="text-align: center;">0.86</td> <td style="text-align: center;">0.090</td> </tr> <tr> <td>常陸利根川</td> <td style="text-align: center;">6.9</td> <td style="text-align: center;">0.84</td> <td style="text-align: center;">0.074</td> </tr> <tr> <td>全水域平均</td> <td style="text-align: center;">7.0</td> <td style="text-align: center;">0.88</td> <td style="text-align: center;">0.092</td> </tr> </tbody> </table>	(単位：mg/L)	COD	全窒素	全りん	霞ヶ浦(西浦)	7.0	0.92	0.10	北浦	7.3	0.86	0.090	常陸利根川	6.9	0.84	0.074	全水域平均	7.0	0.88	0.092
(単位：mg/L)	COD	全窒素	全りん																		
霞ヶ浦(西浦)	7.0	0.92	0.10																		
北浦	7.3	0.86	0.090																		
常陸利根川	6.9	0.84	0.074																		
全水域平均	7.0	0.88	0.092																		
計画の概要	<p>霞ヶ浦の水質改善には、長期にわたる着実かつ持続的な取り組みが必要で、長期的な展望（長期ビジョン）を持ち段階的に水質を改善することが重要であることから、具体的な長期ビジョンを掲げ、その実現に向け段階的に水質の改善を図ることとし、5年ごとに水質浄化に関する対策の進捗状況を検証・評価し必要な見直しを行う。</p> <p>第5期計画では、平成22年度に達成すべき目標として、COD、全窒素、全りんについて水質目標値を定め、霞ヶ浦の着実な水質改善を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 長期ビジョン 流域住民が霞ヶ浦に親しみを持ち、流域の住民一人ひとりが身近な河川に目を向け、水質浄化を自らの役割と認識してもらうために「泳げる霞ヶ浦」、「遊べる河川」とする。</li> <li>2 長期ビジョンの実現時期及び具体的な水質目標 15年後の平成32年度に、霞ヶ浦の湖水浴場が賑わっていた昭和40年代前半の状況（COD 5 mg/L 程度）を目指す。 必要な負荷削減率は現況からCODで約2割、全窒素・全りんでは各々約3割</li> <li>3 長期ビジョンを実現するための施策の方針 全ての住民、事業者、農業者等が例外なく負荷量の削減に取り組むことを基本的な考え方とし、次に掲げる施策の方針に沿って段階的に水質の改善を図る。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 生活排水の未処理放流の解消＝“垂れ流しゼロ”</li> <li>② 工場・事業場排水の未処理放流の解消＝“垂れ流しゼロ”</li> <li>③ 家畜排せつ物の全量の適正な処理・利用</li> <li>④ 農地・市街地対策の重点的な実施（流出水対策地区の指定）</li> <li>⑤ 水産物の消費拡大、外来魚等の回収・有効活用</li> <li>⑥ 森林の保全、多自然川づくり、水生植物帯や砂浜の造成等による自然浄化機能の回復</li> <li>⑦ 河川直接浄化施設の整備、ウェットランドの整備、底泥溶出対策、浄化水の導入等の流入河川対策、湖内対策の推進</li> <li>⑧ 霞ヶ浦環境科学センターを拠点とする調査研究の推進</li> <li>⑨ 住民、事業者、団体、行政機関が幅広く連携・協力できる体制づくり</li> </ol> </li> </ol>																				
計画の推進体制	霞ヶ浦水質浄化対策推進本部（本部長：知事）で計画の進行管理を実施																				

※第6期計画策定に向けて、県環境審議会霞ヶ浦専門部会で審議中

### 第 3 期 濁 沼 水 質 保 全 計 画

計画策定の趣旨	<p>濁沼はヤマトシジミ等の漁場，憩いの場，レクリエーションの場として広く利用されており，ヒヌマイトトンボなど稀少生物の生息場所であるが，水質汚濁が進行しており，水質浄化が求められている。</p> <p>このため，総合的かつ計画的に水質浄化対策を図るため，平成12年度から2期10年にわたり，濁沼水質保全計画に基づき，対策を進めてきた。引き続き水質浄化対策を推進するため，第3期濁沼水質保全計画（平成22年度から平成26年度）を策定した。</p>						
計画期間	平成22年度から平成26年度（5カ年）						
計画の特徴	<p>○ 水質目標 生活排水，農業・畜産等々の流域対策，植生帯保全等の湖内対策を総合的かつ計画的に推進することにより，水質目標を達成する。 (単位：mg/L)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">COD</td> <td style="padding: 2px 10px;">全窒素</td> <td style="padding: 2px 10px;">全りん</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">5.5</td> <td style="padding: 2px 10px;">1.4</td> <td style="padding: 2px 10px;">0.060</td> </tr> </table>	COD	全窒素	全りん	5.5	1.4	0.060
COD	全窒素	全りん					
5.5	1.4	0.060					
計画の概要	<p>○ 汚濁負荷削減対策</p> <p style="margin-left: 20px;"><b>流域対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活排水対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 下水道の整備</li> <li>— 農業集落排水施設の整備</li> <li>— 高度処理型浄化槽の設置の促進</li> <li>— 市町村における生活排水対策の推進</li> <li>— 水環境にやさしいライフスタイルの推進</li> </ul> </li> <li>・ 畜産対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 処理・保管施設の適正管理の推進</li> <li>— 良質なたい肥の生産と適正利用の促進</li> </ul> </li> <li>・ 工場・事業場対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 規制工場・事業場に対する排水処理の指導の徹底</li> <li>— 法令の規制規準の対象とならない事業所に対する排水処理の指導</li> </ul> </li> <li>・ 面源対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 森林整備の推進</li> <li>— エコ農業の推進</li> <li>— 市街地等からの汚濁物質の流出抑制</li> </ul> </li> <li>・ 流入河川対策</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;"><b>湖内対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 漁業による窒素・りんの湖外への持ち出し</li> <li>— 水生植物帯の保全・再生</li> <li>— 自然型湖岸の保全・再生</li> </ul> <p>○ 推進体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推進体制の整備 — クリーンアップひぬまネットワークによる浄化活動の推進</li> <li>・ 浄化実践活動の推進 — 浄化実践活動</li> <li>— 広報啓発活動</li> <li>・ 環境学習等の推進</li> </ul> <p>○ 調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水質の監視，観測</li> <li>・ 汚濁機構の解明に関する研究</li> </ul>						
計画の推進体制	<p>○ 濁沼・牛久沼水質保全計画推進連絡会議 (平成12年9月設置，庁内関係課室で構成，事務局:環境対策課)</p> <p>○ クリーンアップひぬまネットワーク (平成13年3月設立，流域の住民・事業所等構成，事務局:環境対策課)</p>						

## 第2期牛久沼水質保全計画

計画策定の趣旨	<p>牛久沼は、古来から農業用水や漁場として利用され、さらに、近年では釣りなどのレクリエーションの場、憩いの場、自然観察の場として、県民の貴重な財産となっているが、水質の汚濁が進行し、水質浄化が求められている。</p> <p>このため、総合的かつ計画的に水質保全を図るため、平成14年度に第1期牛久沼水質保全計画を、平成19年度に第2期牛久沼水質保全計画を策定し、更なる水質浄化対策を推進することとした。</p>						
計画期間	平成19年度から平成23年度（5カ年）						
計画の特徴	<p>○COD、全りんに加えて、全窒素についても新たに水質目標を設定</p> <p>○TX沿線の開発区域での地下水の涵養及び流出負荷の抑制などのための各種雨水浸透対策の推進</p> <p>○高度処理型浄化槽の設置促進</p> <p>○水質の目標値 (単位：mg/L)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px;">COD</th> <th style="padding: 2px;">全窒素</th> <th style="padding: 2px;">全りん</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">7.5</td> <td style="padding: 2px;">1.4</td> <td style="padding: 2px;">0.06</td> </tr> </tbody> </table>	COD	全窒素	全りん	7.5	1.4	0.06
COD	全窒素	全りん					
7.5	1.4	0.06					
計画の概要	<p>○汚濁負荷削減対策の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活排水対策             <ul style="list-style-type: none"> <li>— 下水道の整備</li> <li>— 農業集落排水施設の接続促進</li> <li>— 高度処理型浄化槽の設置促進</li> <li>— 単独処理浄化槽の撤去促進</li> <li>— 水環境にやさしい生活習慣の推進</li> </ul> </li> <li>・工場・事業場対策             <ul style="list-style-type: none"> <li>— 規制工場・事業場に対する排水処理の監視・指導</li> <li>— 小規模事業場に対する排水処理の指導</li> </ul> </li> <li>・畜産対策             <ul style="list-style-type: none"> <li>— 家畜排せつ物の処理・保管施設の整備推進</li> <li>— 良質なたい肥の生産・利用の促進</li> </ul> </li> <li>・面源負荷対策             <ul style="list-style-type: none"> <li>— 市街地からの汚濁物質の流出抑制</li> <li>— 環境にやさしい農業の推進</li> <li>— 平地林の適正な管理</li> </ul> </li> <li>・河川・湖内の浄化対策             <ul style="list-style-type: none"> <li>— 水生植物の育成・保全</li> <li>— 多自然川づくりの推進</li> <li>— その他の対策</li> </ul> </li> </ul> <p>○推進体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推進体制の整備 — 計画推進連絡会議等の開催</li> <li>・浄化実践活動の推進 — 牛久沼流域水質浄化対策協議会による浄化活動</li> <li>・市民活動の促進 — 市民団体等による水環境保全活動等への支援</li> <li>・環境学習・教育の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>— 環境学習の推進</li> <li>— 学校における環境教育の推進</li> </ul> </li> </ul> <p>○調査研究等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質の監視・観測</li> <li>・汚濁機構の解明</li> </ul>						
計画の推進体制	<p>濁沼・牛久沼水質保全計画推進連絡会議          (平成12年9月設立 庁内関係課室から構成、事務局：環境対策課)</p>						

### 第 3 次 茨 城 県 廃 棄 物 処 理 計 画

計画策定の趣旨	<p>平成13年に「第1次茨城県廃棄物処理計画（平成13～17年度）」を、平成18年に「第2次茨城県廃棄物処理計画（平成18～22年度）」を策定し、各種リサイクル法の円滑な施行、ダイオキシン類の削減、公共関与による最終処分場の建設など、一定の成果を上げてきたが、一般廃棄物の再生利用率が低迷していること、不法投棄問題が解決に至っていないことなど課題も多く残されていることから、「第3次茨城県廃棄物処理計画」を策定し、持続可能な循環型社会の形成に向けた廃棄物処理の取組を更に強めていく。</p>												
計 画 期 間	平成23年度から平成27年度（5年間）												
計 画 の 特 徴	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画推進のための主要施策として5つの柱、24の施策を設定、うち7施策を重点施策に位置付けた。</li> <li>2 柱の1つに、低炭素化・自然共生に向けた温室効果ガスの排出抑制、バイオマスの利活用に関する施策を設定した。</li> <li>3 学識経験者や産業界の代表等を構成メンバーとする評価委員会を設置し、計画の進行管理を徹底する。</li> <li>4 循環型社会形成の推進のため、新たな試みとして、本県の資源の採取や消費から廃棄に至る過程を物質フローとして示した。</li> </ol>												
計 画 の 概 要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本理念                     <p>廃棄物の排出をできるだけ抑制し、廃棄物となったものは再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的利用を行い、循環的利用できないものは適正な処分を確保するという「環境と経済が調和した循環型社会の形成」を進める。</p> </li> <li>2 計画の位置付け                     <p>廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき、国の基本方針に即して策定する、本県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画</p> </li> <li>3 平成27年度の目標                     <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">一般廃棄物</th> <th style="text-align: center;">産業廃棄物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排 出 量</td> <td style="text-align: center;">1人1日当たりごみ排出量949g</td> <td style="text-align: center;">10,838千トン</td> </tr> <tr> <td>資 源 化 率</td> <td style="text-align: center;">23%</td> <td style="text-align: center;">65%</td> </tr> <tr> <td>最 終 処 分量</td> <td style="text-align: center;">94千トン</td> <td style="text-align: center;">163千トン</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>4 施策体系及び主な施策                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般廃棄物・産業廃棄物に共通する施策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民への啓発</li> <li>・<b>重点</b>不法投棄防止対策の推進 等</li> </ul> </li> <li>(2) 一般廃棄物に関する施策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>重点</b>ごみの分別収集の徹底・資源物回収の促進</li> <li>・<b>重点</b>一般廃棄物処理施設の整備</li> <li>・<b>重点</b>浄化槽の普及と維持管理の徹底 等</li> </ul> </li> <li>(3) 産業廃棄物に関する施策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>重点</b>廃棄物処理法等に基づく処理業者、施設への指導等</li> <li>・PCB廃棄物の適正処理の推進</li> <li>・<b>重点</b>産業廃棄物処理施設の確保 等</li> </ul> </li> <li>(4) 資源循環等に関する施策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>重点</b>各種リサイクル法に基づくリサイクルの推進</li> <li>・部門別廃棄物のリサイクル・適正処理の推進 等</li> </ul> </li> <li>(5) 低炭素化・自然共生に向けた温室効果ガス排出抑制・バイオマス利活用に関する施策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガスの排出抑制の対策</li> <li>・廃棄物系バイオマスの利活用の促進</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol>		一般廃棄物	産業廃棄物	排 出 量	1人1日当たりごみ排出量949g	10,838千トン	資 源 化 率	23%	65%	最 終 処 分量	94千トン	163千トン
	一般廃棄物	産業廃棄物											
排 出 量	1人1日当たりごみ排出量949g	10,838千トン											
資 源 化 率	23%	65%											
最 終 処 分量	94千トン	163千トン											
計 画 の 推 進 体 制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PDCAサイクルによる継続的改善</li> <li>・学識経験者や産業界の代表等を構成メンバーとする評価委員会を設置し、計画の進行管理を徹底</li> </ul>												

## 茨城県国民保護計画

計画策定の趣旨	大規模テロや武力攻撃事態等が発生した場合に、国民保護措置を迅速かつ的確に実施し、県民の生命、身体及び財産を保護し、県民の安全を確保する。												
計画期間	定めなし												
計画の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県には多くの産業集積や原子力施設、さらには、石油化学コンビナートが立地していることから、これら重要施設の安全を確保するための平素からの備えを十分行う。</li> <li>・武力攻撃やテロ攻撃等による被害に迅速に対処するため、武力攻撃事態等が認定される前であっても、知事を本部長とする危機管理対策本部を設置して、情報収集、現場での対応や国への報告等の初動態勢を十分確保する。</li> </ul>												
計画の概要	<p>県国民保護計画は全5編から構成され、各編の主な内容は次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">編</th> <th style="width: 90%;">主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1編 総則</td> <td>国民保護措置を実施するに当たっての基本的人権の尊重、指定地方公共機関等の自主性の尊重、従事者の安全の確保等の基本方針。</td> </tr> <tr> <td>第2編 平素からの備え</td> <td>国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための平素から必要な体制の整備。 (主な備え) 非常通信体制の整備、訓練の実施、生活関連等施設の警戒の強化、物資資材の備蓄、国民保護の啓発</td> </tr> <tr> <td>第3編 武力攻撃事態等への対処</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃事態等の認定前における危機管理対策本部設置による初動態勢の確立。</li> <li>・市町村との連携による被災地等における収容施設の供与、生活必需品の給与、医療の提供等の救援の実施。</li> <li>・被災住民の安否情報の収集及び回答。</li> <li>・原子力事業所が武力攻撃を受けた場合の地域防災計画（原子力編）と連携した措置の実施。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>第4編 復旧等</td> <td>県が管理する施設及び設備への武力攻撃災害による被害に対する応急の復旧の措置。</td> </tr> <tr> <td>第5編 緊急対処事態への対処</td> <td>緊急対処事態への対処については、武力攻撃事態等への対処に準拠。</td> </tr> </tbody> </table>	編	主 な 内 容	第1編 総則	国民保護措置を実施するに当たっての基本的人権の尊重、指定地方公共機関等の自主性の尊重、従事者の安全の確保等の基本方針。	第2編 平素からの備え	国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための平素から必要な体制の整備。 (主な備え) 非常通信体制の整備、訓練の実施、生活関連等施設の警戒の強化、物資資材の備蓄、国民保護の啓発	第3編 武力攻撃事態等への対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃事態等の認定前における危機管理対策本部設置による初動態勢の確立。</li> <li>・市町村との連携による被災地等における収容施設の供与、生活必需品の給与、医療の提供等の救援の実施。</li> <li>・被災住民の安否情報の収集及び回答。</li> <li>・原子力事業所が武力攻撃を受けた場合の地域防災計画（原子力編）と連携した措置の実施。</li> </ul>	第4編 復旧等	県が管理する施設及び設備への武力攻撃災害による被害に対する応急の復旧の措置。	第5編 緊急対処事態への対処	緊急対処事態への対処については、武力攻撃事態等への対処に準拠。
編	主 な 内 容												
第1編 総則	国民保護措置を実施するに当たっての基本的人権の尊重、指定地方公共機関等の自主性の尊重、従事者の安全の確保等の基本方針。												
第2編 平素からの備え	国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための平素から必要な体制の整備。 (主な備え) 非常通信体制の整備、訓練の実施、生活関連等施設の警戒の強化、物資資材の備蓄、国民保護の啓発												
第3編 武力攻撃事態等への対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃事態等の認定前における危機管理対策本部設置による初動態勢の確立。</li> <li>・市町村との連携による被災地等における収容施設の供与、生活必需品の給与、医療の提供等の救援の実施。</li> <li>・被災住民の安否情報の収集及び回答。</li> <li>・原子力事業所が武力攻撃を受けた場合の地域防災計画（原子力編）と連携した措置の実施。</li> </ul>												
第4編 復旧等	県が管理する施設及び設備への武力攻撃災害による被害に対する応急の復旧の措置。												
第5編 緊急対処事態への対処	緊急対処事態への対処については、武力攻撃事態等への対処に準拠。												
計画の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県国民保護協議会（会長：知事，委員：39名）</li> <li>・茨城県国民保護協議会幹事会（幹事：41名）</li> </ul>												

## 茨城県地域防災計画

計画策定の趣旨	<p>災害対策基本法（昭和36年法律第233号、以下「法」という。）第40条の規定に基づき、茨城県の地域にかかる災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその全機能を発揮して住民を災害から保護するための事項を定め、もって防災の万全を期するものである。</p>
計画期間	定めなし
計画の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の中央防災会議において作成する「防災基本計画」に基づき、茨城県防災会議において作成する。</li> <li>・ 毎年検討を加え、必要がある場合は修正を加える。</li> <li>・ 指定行政機関等の作成する防災業務計画に抵触してはならない。</li> <li>・ 作成・修正の際は、内閣総理大臣に協議を必要とする。</li> </ul>
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県に係る防災に関し、指定地方行政機関をはじめとする防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱。</li> <li>・ 防災施設の新設又は改良、教育及び訓練その他の災害予防。</li> <li>・ 情報の収集及び伝達、災害に関する予報及び警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他災害応急対策。</li> <li>・ 災害復旧に関する事項別の計画。</li> </ul>
計画の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第14条に基づき「茨城県防災会議」をもって本計画の実施推進等をはかる。</li> <li>・ さらに、発災時には、国、県、市町村等防災関係機関が連携して、災害応急対策及び災害復旧にあたる。</li> </ul>

## 茨城県石油コンビナート等防災計画

計画策定の趣旨	石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号以下「法」という。)第2条第2号に定める「石油コンビナート等特別防災区域」に係る災害の防止に関する基本的事項を定め、国、地方公共団体、公共機関及び事業所の責務を明確にするとともに、それぞれの全機能が総合的に発揮できるよう防災体制を確立し、もって地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。
計画期間	定めなし
計画の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油コンビナート等特別防災区域内の防災対策について記載されており、本県では鹿島臨海地区(鹿島港周辺)のみが該当する。</li> <li>・法第31条に本計画の作成、修正が義務付けられている。</li> <li>・毎年検討を加え、必要がある場合は修正を加える。</li> </ul>
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油コンビナート等特別防災区域の状況</li> <li>・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</li> <li>・防災組織の整備状況及び相互応援体制</li> <li>・災害の想定と影響範囲の算定</li> <li>・災害予防対策</li> <li>・災害応急対策</li> <li>・災害復旧対策</li> </ul>
計画の推進体制	法第27条の定めにより茨城県石油コンビナート等防災本部を設置している。知事を本部長、関係行政機関等の長を本部員とする組織で、同条第3項に定める当該組織の事務の一つに本計画の推進がある。

### 第3次地震防災緊急事業五箇年計画

\*第4次計画は今後法案が提出される予定であり、以下は第3次計画の内容である。

計画策定の趣旨	地震防災対策特別措置法(平成7年7月施行)に基づき、国民の生命・身体及び財産を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、地震防災対策の強化を図る。			
計画期間	平成18年度から平成22年度			
計画の特徴	<p>地震防災上整備すべき施設等の長期的な整備目標を設定し、また、その必要性、緊急性を明確にしている。</p> <p>なお、本計画に計上された事業については、国庫補助率嵩上げ等の財政措置が講じられている。</p>			
計画の推進体制	<p>消防用施設等の整備、公共施設の耐震改修等の19項目について、整備目標を記載。</p> <p>事業主体 県及び市町村(民間機関等を含む。)</p>			
	対象施設	嵩上げ	通常	国庫補助率の嵩上げ
	消防用施設(3号施設)	1/2	1/3	
	社会福祉施設(8号施設)	2/3	1/2	
	公立幼稚園・小中学校・特別支援学校の改築(8の2号, 9号, 10号施設)	1/2	1/3	
	公立幼稚園・小中学校・特別支援学校の補強(8の2号, 9号, 10号施設)	2/3	1/3	
	防災行政無線(15号施設)	1/2	1/3	
	水・自家発電設備等(16号施設)	1/2	1/3	
	備蓄倉庫(17号施設)	1/2	1/3	
救護設備又は資機材の整備(18号施設)	1/2	1/3		
計画の推進体制	国の財政措置等を受け、県・市町村が一体となり、計画の推進を図っている。			

## 茨城県消防広域化推進計画

計画策定の趣旨	災害や事故の多様化及び大規模化等に的確に対応するため、市町村の消防の広域化を推進し、消防体制の充実を図る。
計画期間	平成20年度から平成24年度
計画の特徴	本県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画
計画の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域化対象市町村の組合せ 市町村の意向を尊重すること、地域的な繋がりに考慮すること、原則として管轄人口30万人以上を目指すことの3点に留意して策定。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内5ブロック（県北、県央、鹿行、県南、県西）による広域化を推進。</li> <li>・ なお、県域（一本化）での広域化も視野に入れた検討をしていく。</li> </ul> </li> <li>2 広域化の進め方 広域化を行おうとする市町村（広域化対象市町村）が協議し、自主的な意思に基づき広域化が行われるよう配慮する。</li> <li>3 広域消防運営計画の作成 広域化対象市町村において、運営方法、消防本部の位置や名称、市町村防災部局等との連携の確保などの事項について、広域消防運営計画を作成。</li> <li>4 県の支援 市町村相互間における必要な調整を行うとともに、情報提供その他の必要な助言を行う。</li> </ol>
計画の推進体制	茨城県消防広域化連絡会議（H20.5.27 設置） （構成員：危機管理監，参事兼危機管理室長，消防防災課長，市町村課長，医療対策課長等）

## 茨城県傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準

計画策定の趣旨	消防機関による救急業務としての傷病者の搬送及び医療機関における当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施を図る。
計画期間	試行：平成23年1月～平成23年3月 本格運用：平成23年4月～
計画の特徴	中等症以上の傷病者を速やかに医師の管理の下に置くことができるよう、傷病者の受入医療機関選定に一定時間以上を要した場合、あらかじめ定めた医療機関に搬送することとした。
計画の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療機関リスト 緊急度，重症度，専門性等の観点から分類した16の症状に対応できる医療機関のリストを作成。</li> <li>2 選定基準 症状別医療機関リストから原則として直近の医療機関に搬送する。</li> <li>3 観察基準 救急隊が，現場で傷病者の状況を適切に観察し，該当する医療機関リストを選択できるよう作成。</li> <li>4 受入医療機関確保基準 処置困難やベッド満床等の理由により，傷病者の受入れ医療機関の選定に，20分程度以上要した場合は，あらかじめ定めた30の医療機関に搬送し，必要な処置を行う。</li> </ol>
計画の推進体制	消防法に基づく県の付属機関である「茨城県救急業務高度化推進協議会（会長：県医師会長）」において，毎年，実施基準に係る救急搬送の調査分析を行い，必要な見直しを行う。

## 生活環境部の付属機関一覧

平成23年4月1日現在

名 称	設置目的(根拠法令等)	定 数	任 期	主管課
茨城県消費生活審議会	茨城県消費生活条例の施行に関する重要事項を調査審議する。 (茨城県行政組織条例第22条)	17名 以内	2年	生活文化課
茨城県交通安全対策会議	茨城県交通安全計画の策定 (交通安全対策基本法第25条)	17名	知事が任命 する委員 (3名) 2年	生活文化課
茨城県環境審議会	環境基本法第43条の規定により, 環境の保全に関し基本的事項を調査審議する。	30名 以内	2年	環境政策課
茨城県自然環境保全審議会	自然環境保全法第51条の規定により, 自然環境保全に関する重要事項を調査審議する。	29名 以内	2年	環境政策課
茨城県環境影響評価審査会	茨城県環境影響評価条例に規定する事項その他の環境影響評価に関し必要と認める事項について調査審議する。	15名 以内	2年	環境政策課
茨城県公害審査会	公害に係る紛争のあっせん, 調停, 仲裁を行うことにより, 迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。 (茨城県公害紛争処理条例, 公害紛争処理法)	15名 以内	3年	環境政策課
茨城県国民保護協議会	県の区域における国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め, 県の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進する。 (武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第37条第1項, 茨城県国民保護協議会条例)	60名 以内	2年	危機管理室
茨城県防災会議	災害対策基本法 (昭和36年法律第233号) 第14条	なし	定めなし	消防防災課
茨城県石油コンビナート等 防災本部	石油コンビナート等災害防止法 (昭和50年法律第84条) 第27条	なし	定めなし	消防防災課
茨城県救急業務高度化推進 協議会	消防法 (昭和23年法律第186号) 第35条の8	なし	2年	消防防災課
茨城県原子力審議会	茨城県行政組織条例	25名 以内	2年	原子力安全対策課

## 生活環境部関係団体一覧

平成23年4月1日現在

団体名	代表者	住所	主管課	備考
大好き いばらき 県民会議	知 事	水戸市三の丸1-5-38	生活文化課	
茨城県消費者団体連絡会	川上 ヒロ子	水戸市梅香1-5-5	生活文化課	
茨城県消費者リーダー養成講座修了生連絡会	森口 昌子	水戸市石川1-3993-13	生活文化課	
茨城県生活協同組合連合会	佐藤 洋一	水戸市梅香1-5-5	生活文化課	
茨城県交通安全母の会連合会	神戸 礼子	水戸市東野町260	生活文化課	
(財)常陽藝文センター	江橋 上	水戸市三の丸1-5-18	生活文化課	
(財)いばらき文化振興財団	平山 恒夫	水戸市千波町後川745	生活文化課	県出資法人
茨城文化団体連合	人見 實徳	水戸市千波町後川745	生活文化課	
(財)茨城県国際交流協会	川俣 勝慶	水戸市千波町後川745	国際課	県出資法人
環境保全茨城県民会議	加藤 啓進	水戸市笠原町978-6 (環境政策課内)	環境政策課	
(社)茨城県公害防止協会	遠山 勤	水戸市元吉田町1736-20	環境政策課	
(社)茨城県猟友会	山口 武平	笠間市石寺680	環境政策課	
いばらきエコドライブ推進協議会	瀬谷 憲雄	水戸市元吉田町1736-20 (茨城県地球温暖化防止推進センター内)	環境政策課	
鹿島臨海工業地域環境保全推進協議会	知 事	水戸市笠原町978-6 (環境対策課内)	環境対策課	
クリーンアップひぬまネットワーク	廣瀬 誠	水戸市笠原町978-6 (環境対策課内)	環境対策課	
那珂川水系水質保全協議会	ひたちなか市長	ひたちなか市東石川2-10-1 ひたちなか市環境保全課内	環境対策課	
久慈川水系環境保全協議会	直井 潔	日立市助川町1-1-1 日立市市民活動課内	環境対策課	
牛久沼流域水質浄化対策協議会	龍ヶ崎市長	龍ヶ崎市寺後3710 龍ヶ崎市環境対策課内	環境対策課	
(財)茨城県科学技術振興財団	江崎 玲於奈	(霞ヶ浦水質浄化プロジェクト) 水戸市笠原町978-6 (環境対策課)	科学技術振興課 (環境対策課)	
(財)霞ヶ浦水質浄化推進振興財団	本田 昌也	小美玉市上吉影740-26	環境対策課	

団体名	代表者	住所	主管課	備考
(社)霞ヶ浦市民協会	吉田 薫	土浦市中央2-2-16	環境対策課	
霞ヶ浦問題協議会	中川 清	土浦市沖宿町1853 (霞ヶ浦環境科学センター内)	環境対策課	
(社)茨城県水質保全協会	伊沢 勝義	水戸市三の丸3-11-13	環境対策課	
(社)茨城県環境保全協会	手塚 保夫	水戸市元吉田町2981 (第一共栄ハウス2-6)	環境対策課	
(財)茨城県環境保全事業団	副知事	笠間市福田165番1	廃棄物対策課	県出資法人
(社)茨城県産業廃棄物協会	上埜 秀明	水戸市笠原町978番25 (茨城県開発公社ビル内)	廃棄物対策課	
鹿島共同再資源化センター(株)	柳川 欽也	神栖市東和田21-3	廃棄物対策課	県出資法人
(財)茨城県消防協会	葉梨 衛	水戸市千波町1918 (茨城県総合福祉会館内)	消防防災課	県出資法人
(社)茨城県危険物安全協会連合会	幡谷 定俊	水戸市笠原町978番25 (茨城県開発公社ビル内)	消防防災課	
(社)茨城県消防設備協会	道川 勲	水戸市五軒町1-4-19 (茨城県酒造会館内)	消防防災課	
(財)消防試験研究センター茨城県支部	田鍋 寿幸	水戸市笠原町978番25 (茨城県開発公社ビル内)	消防防災課	
(社)水戸地区救急普及協会	上申 宏	水戸市三の丸3-12-32	消防防災課	
(社)茨城原子力協議会	佐藤 守弘	東海村村松字館沼225-2	原子力安全対策課	